

平成27年第5回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年12月4日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 4番 小村議員

1. 小・中学生の学力、生活習慣について
 - (1) 本年4月に行われた全国学力テストの結果について問う。
 - (2) 学習状況調査の結果について問う。
 - (3) 小・中学生の生活習慣（中学生のスマートフォンや携帯電話を利用する時間の増加・睡眠時間・朝食摂取の有無）について問う。
 - (4) 家庭教育の必要性について町の認識を問う。
2. 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乗せ交付分）の対応について問う。

〔2〕 12番 木澤議員

1. 18歳選挙権について
 - (1) 主権者意識の育成について。
 - (2) 投票行動への啓発について。
2. 奈良県市町村総合事務組合について
 - (1) 退職手当組合の基金運用について。
 - (2) 情報公開制度について。
 - (3) 県庁OBによる天下りについて。
 - (4) 県市町村会館の維持・管理について。
3. 国民健康保険事業について
 - (1) 県単一化に向けた動きと住民や町行政への影響について。

〔3〕 1番 宮崎議員

1. 道路について
 - (1) 都市計画道路について。
 - ①見直しについて。
 - ②三代川との関係について。
 - (2) 公共施設へのアクセス道路について。
 - ①歩道（通学路・生活道路）
 - (3) 行き詰まりの道路について。
 - ①公共道路（大和川堤防、三代川他）

2. 幼稚園の外部からの園長導入について

- (1) 効果。
- (2) 職員の仕事の変化。

3. アンテナショップについて

- (1) 今後の維持と町のかかわり。

〔4〕 13番 奥村議員

1. 防災について

- (1) 地震ハザードマップ・洪水ハザードマップの再検討について。
- (2) 住民への周知の方法について。
- (3) 避難所の備蓄物資について。

2. 地域で取り組む「ひきこもり」の社会復帰支援について

- (1) 中高年のひきこもりの社会復帰支援の方策について。

3. 子育て支援について

- (1) 子育て応援アプリの推進について。

〔5〕 6番 平川議員

1. 地方創生について

- (1) 人口目標について。
- (2) 総合戦略の内容について。

2. 男女共同参画推進計画及び女性活躍推進法への取り組みについて

- (1) 第2次男女共同参画推進計画において、数値目標の達成状況、その理由。
- (2) 第3次計画に向けた目標設定について。
- (3) 女性活躍推進法への取り組みについて。

3. 障害者差別解消法施行に向けた対応について

- (1) 障害者差別解消法施行に向けて、地方自治体に求められる対応について。

4. 広域連携について

- (1) 近隣自治体と広域で取り組んでいる事業の現状と今後の方向性について。

〔6〕 7番 嶋田議員

1. 土地区画整理事業について

(1) 法隆寺駅南方の住宅地の南側から三代川までの間の農地の区画整理事業の今後について。

2. JR法隆寺駅の整備について

(1) 南北のエレベーター付近に障害者用の車への乗降用スペースの確保について。

(2) 5号線西側歩道設置について。

3. 各審議会委員の構成について

〔7〕5番 伴議員

1. 歩いて楽しいまちづくりについて

(1) 観光スポットと観光スポットを結ぶルートや公園と公園を結ぶルートに消費カロリーと距離を記した歩きやすいマップづくりを考えてはどうか。

(2) 生き生きプラザ斑鳩をもっとウォーキング拠点にできないか。

(3) 健康の維持・増進または観光振興のため、ウォーキングを大いに奨励すべきだと思うが、町の取り組みを伺う。

〔8〕11番 濱議員

1. 学習支援事業について

(1) 来年度実施予定の小中学校での学習支援の負担金について。

2. 防災士の拡充について

(1) 研修および認定にかかる費用援助とネットワークについて。

3. 町職員の接遇について

(1) より充実した対応を行うための取り組みについて。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番(小村尚己君) ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本年4月に行われた全国学力調査の結果についてお尋ねいたします。

○議長(中西和夫君) 清水教育長。

○教育長(清水建也君) 全国学力・学習状況調査につきましては、児童生徒の学力でありますとか学習状況を把握・分析をいたしまして、教育施策の成果と課題の検証を行うことでその改善を図ること、また、本調査の結果を児童生徒への教育指導の充実でありますとか、学習状況の改善等に役立てることを目的に、文部科学省が平成19年度にこれを再開しております、本年度は4月の21日火曜日に、全国の小学校第6学年と中学校第3学年の全児童生徒を対象とした、いわゆる悉皆調査方式によって実施されております。

本町におきましても、町内の3小学校、2中学校を対象に、教科に関する調査として、国語、算数・数学、そして、今年度は3年に一度の実施でございました理科につきまして、主として知識に関する調査、これ、A問題というんですけども、それと活用に関する調査、B問題というんですけども、これを行うとともに、生活習慣でありますとか、学習環境等に関する調査を行ったところであります。

この結果の公表についてでございますけども、国の実施要領に基づきまして行うこととされておりました、当町では、市町村ごとの序列化でありますとか過度の競争につながらないように配慮を必要とされることから、市町村別でありますとか、学校ごとの公表は行っておりませんので、その点、ご理解を賜りたいというふうに思います。

ご質問の学力に係る調査の結果であります、本町の3つの小学校を合わせた平均正答率、また、2つの中学校を合わせた平均正答率をそれぞれ全国及び奈良県の平均正答率と比較をいたしますと、3つの小学校の平均正答率につきましては、全国及び奈良県

との比較において、いずれも若干低くなっている状況でございます。

また、その一方で、2つの中学校の平均正答率は、全国及び奈良県の平均正答率との比較におきまして、いずれも高くなっているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今回の全国学力テストの結果は、全国的には平均正答率が61.7%の比較的基礎的な問題が出題された試験だと認識しております。この結果は、公教育の充実に対する指標になると思っております。

その中で、今回、小学校の結果が全国平均を下回ったことに対して危機感を抱きます。また、中学校では全国平均よりも正答率が高い結果を得ましたが、斑鳩町の教育を魅力にする数字にはなっていないと思います。

近年、学力テストの公表等や数字の公表に注目が集まっておりますが、さまざまな問題があることから、私も数字の公表の要求はいたしません。しかし、このテストは基礎学力、公教育の指標になるテストだということは重ねて申しあげたいと思います。今回のこの結果をしっかりと復習や個々の生徒の弱点把握に生かしていただき、内部では、斑鳩町の子どもたちが全国学力テスト奈良県1位、全国1位という結果を目指していただきたいと思っております。

子どもの教育には、学力面以外にもいろいろとあります。しかし、人間力や問題解決能力は数字になりにくく、見えにくい部分がございます。保護者の満足度を上げるためにも、この全国学力テストの数字を上げることが重要だと思います。そして、平均点を上げるためには、勉強が苦手な子どもを底上げする必要があるということをおし添えておきます。学力向上には、教員の労働環境、生徒の学習環境、ほかにもやるべきことが散在していると思っております。一つひとつ課題解決に向けての努力をお願いいたします。

それらについては今後の質問にいたしまして、今回は、子どもたちの生活習慣についてお尋ねいたします。近年、携帯電話等の長時間使用による睡眠不足や朝食を食べないことが子どもたちの学力に影響を与えるという研究結果が発表されています。学力を上げるためには、生活習慣をきっちりとさせることだと言っても過言ではありません。学力調査とともに学習状況調査も行われていると思っております。学習状況調査の結果について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 全国学力・学習状況調査のうち、生活習慣でありますとか、学習環境等に関する調査の結果に対するご質問でございます。

まず、小学生についての結果でございますが、調査項目、ご存じのように全部で87項目ございまして、そのうち主なものにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「1日当たりの携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間」についての調査につきましては、全体の約1割の児童が「3時間以上メールやインターネットをする」と回答しております。これは、全国及び奈良県の平均と比較すると、若干高くなっている状況でございます。また、「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という設問につきましては、全体の8割の児童が「寝ている」または「どちらかといえば寝ている」という回答はしておりますが、全国、奈良県の平均と比較すると、若干低くなっている状況でございます。また、「朝食を毎日食べていますか」との設問におきましては、その回答が、ほぼ全ての児童が「食べている」または「どちらかといえば食べている」という回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均とほぼ同じ割合となっております。一方、「将来の夢や目標を持っていますか」という設問につきましては、全体の約9割の児童生徒が「持っている」または「どちらかといえば持っている」と回答しておりまして、このことにつきましては、全国及び奈良県の平均よりは高くなっている状況であります。また、「地域の行事に参加していますか」では、全体の7割の児童生徒が「参加している」または「どちらかといえば参加している」と回答しておりまして、これも、全国、奈良県の平均を大きく上回っている状況でございます。

次に、中学生につきましては、まず、「1日当たりの携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間」につきましては、全体の約3割の生徒が「3時間以上メールやインターネットをする」と回答しておりまして、これも、小学生と同様、全国及び奈良県の平均と比較すると、若干高くなっている状況であります。また、「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」につきましては、全体の7割の生徒が「寝ている」または「どちらかといえば寝ている」という回答をしておりまして、これは、全国および奈良県の平均と比較すると、若干低くなっている状況であります。また、「朝食を毎日食べていますか」では、ほぼ全ての生徒が「食べている」または「どちらかといえば食べている」という回答をしておりまして、全国及び奈良県の平均とほぼ同じ割合となっております。一方、「地域の行事に参加していますか」では、全体の約6割の生徒が「参加している」または「どちらかといえば参加している」と回答しておりまして、これにつきましては、小学生と同様、全国および奈良県の平均を大きく上回っ

ているという結果でありました。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま答弁いただきました中で、私が今回着目するのは、スマートフォンの使用時間であります。近年取り入れられた質問項目でございますが、仙台市教育委員会と東北大学による学習意欲の科学研究に関するプロジェクトは、平日にライン等の無料通信アプリを使用すると使用時間に応じて学力が低下するとする調査結果を発表しております。脳トレで有名になりました川島隆太教授も、「結果が出るまでは、長時間勉強している生徒は、多少の差はあっても成績上位層にいると予想していました。長時間勉強している生徒のスマホの利用時間は少ないと考えていたからですが、中にはスマホを長時間使用する子もいました。すると、いくら長く勉強しても、スマホをやり過ぎると成績が落ちるという結果が出たのです。予想外の結果に私たちも目を疑いました」とコメントしております。スマートフォンを長時間使った結果、睡眠不足に陥り、朝食を食べないなどの影響もあると言われております。先ほどの答弁では、ほとんどの子どもたちが朝御飯を食べているということで、その点は安心いたしました。

しかし、スマートフォンが普及したことで、子どもたちが危険に巻き込まれる事件も頻繁に起きております。町としては、このようは情報教育、そして生活習慣の改善にどのように取り組んでおられますか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） インターネット等の普及に伴いまして、情報化の進展に伴いまして、学習指導要領におきまして、各教科等の指導に当たりましては、小学校及び中学校の道徳、または中学校の技術・家庭科におきまして、児童生徒が情報モラルを身につけることを規定をしているところでございます。

また、情報モラル教育に関する教員の指導力向上を図ることとして、国立教育政策研究所において、教員向けの指導資料、これは情報モラル教育実践ガイダンスっていいんですけども、これを作成をしております。

また、文部科学省では、情報化の進展に伴う新たな課題に対しまして、学校において適切に指導を行うための教員用の手引書も作成をしております、これも各教員に配付されているところでございます。

本町におきましても、これらを活用いたしまして情報モラル教育の適切な指導に努めるとともに、食育の推進に合わせまして、睡眠に関する知識も含めた生活習慣の大切さを指導しているところでございます。

また、中学校の学年集会等におきましては、家庭でのスマートフォンや携帯電話を使用する際にルールをつくることとありますとか、危険なサイトへの閲覧をブロックするフィルタリングをかけることなど、スマートフォン等を利用する際の注意事項を指導するとともに、保護者には、別途、学校通信などにより周知啓発をしているところであります。

また、教職員が総務省あるいは奈良県あるいは奈良県警察等の共催によりますスマホ安全シンポジウム等に参加をいたしまして、青少年のスマートフォン利用にかかわる諸課題とその対応策について専門家からアドバイスを受けるなど、資質向上に努めております。

さらに、生涯学習の一環といたしまして中央公民館で開催をしております家庭教育学級におきましては、保護者や地域住民を対象に、子どもをネット社会の被害者にも加害者にもさせないことを目的といたしましたインターネット等の安全安心な使い方を身につける講習会を開催し、地域社会におけるインターネット等の情報モラルの普及啓発に努めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま答弁いただきましたように、これからはしっかりとスマートフォンが与える影響や生活習慣への対応をより一層強めていただきたいと思います。また、小中学校の個人懇談時には、教員の方々に保護者の方への周知をしていただくよう要望させていただきます。

続きまして、家庭教育の必要性について、町としてはどのように認識されているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 近年、核家族化等によりまして地域の中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことや、個人重視の風潮等による価値観の大きな変化に伴いまして、家庭教育に関する考え方に変化が生じているというふうに言われております。また、家庭におきましては、外遊びや体験活動などよりも受験のための勉強を重視する傾向でありますとか、日常生活におけるしつけや感性・情操の涵養など、本来、家庭教育の役割であると考えられるものまで学校や社会に委ねようとする傾向のあることも指摘をされているところであります。

子どもの教育や人格形成について大きな影響力を持つのはやはり家庭でありまして、子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来、その役割を果たしていただくことが

重要であるというふうには考えております。

しかしながら、さまざまな家庭状況もある中で、家庭における教育に依存することは適当であるとは考えにくい状況もある中で、学校現場におきましても、基本的な生活習慣でありますとか生活能力あるいは他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など、生きる力の基礎的な資質や能力につきましても、さまざまな教育活動の中で身につけることができるよう指導を行っているところでもあります。

今後も、学校、家庭そして地域が互いに連携をしながら子どもたちを育ててまいりたいというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま教育長から力強い答弁をいただいたと私は認識しております。子どもの教育や人格形成について大きな影響力を持つのは家庭である、子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来、その役割を果たしていくことが重要である、これらは私も大前提であると思っております。しっかりとこれらのことを保護者の方に伝えていただきたいと思います。

また、その補助として、行政もしっかりと教育サービスを提供していただきたいと思います。子どもたちは学校で毎日5時間、6時間過ごします。部活を入れたらもっとでしょう。その大事な子どもたちの時間を預かっているのだという認識を強く持っていただいて、日々の業務に当たっていただきたいと思います。民間教育の場でも、従業員に定期的に子どもを預かっているという責任の重さを話していかないと、いつの間にか業務が雑になってしまいます。行政も、今後とも意義のある研修や会議を行って、サービスの向上をお願いいたします。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

2つ目は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付分の対応について伺います。先月、11月12日にも奈良新聞のほうで、地方版総合戦略10月策定は7市町村と、そういう見出しで1面に出ていたものですが、まず、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付税分とは何かをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金上乗せ交付分の概要についてでございます。地方の総合戦略推進の一環といたしまして、先駆性のある事業の実施計画を策定した自治体や、本年10月までに地方版総合戦略を策定した自治

体に対しまして、国が上乘せ分として配分する交付金でございます。

この上乘せ交付金の総額といたしましては、国の平成26年度補正予算で充てられた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の事業費1,700億円のうち、全自治体に配分した基礎交付1,400億円を差し引いた残りの300億円が原資となっているところでございます。

上乘せ交付金を希望する自治体は、本年8月までに実施計画の申請を国へ提出するということが条件となっております。タイプⅠといたしまして、先駆性を有する事業に取り組んだ市町村に対しましては3,000万円から5,000万円の交付金が、また、タイプⅡといたしまして、10月まで0に総合戦略を策定した市町村には最大1,000万円の交付金が配分されるということになっているものでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 本年8月までに実施計画の申請を国に提出するタイプⅠ、10月までに総合戦略を策定した市町村には最大1,000万円の交付金が配分されるタイプⅡがあるとのことですが、本交付金に対する斑鳩町の対応はどのようなものだったのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におきます対応といたしましては、先ほどの答弁でご説明いたしました、先駆性を有する事業を対象とするタイプⅠの交付金につきまして、生駒郡4町主催の聖徳太子ゆかりの地を巡るいにしえ浪漫街道ツーデーウォーク事業を広域連携分として本町から申請をいたしました。残念ながら採択されるには至らなかったところでございます。

次に、早期に総合戦略を策定する自治体に配分されますタイプⅡの交付金についてでございますが、本町の策定方針といたしましては、国などの動きも見きわめながら、ある程度の時間をかけて議論することが重要であり、さらには、既存の施策との整合性も図りながら将来的な負担も十分考慮しなければならないものと判断いたしましたことから、来年2月下旬を目途に総合戦略の策定作業を進めることといたしているところでございます。そうしたことから、本年10月までに総合戦略を策定した自治体に交付されるタイプⅡの交付金につきましては見送ったというところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） タイプⅠについては、職員の皆さんに努力をいただいたが採択されなかった、タイプⅡでは、将来的な負担を考え見送ったという内容の答弁だったと思

います。

今回の対応について、国等の地方創生の動き、将来的な負担を考慮のこととすることで私自身は納得しています。しかし、住民さんの中には、なぜ計画を前倒しにしてでもこの交付金を取りにいかなかったんだ、民間の経営感覚とは違うなどの声も聞いております。

私は、今回のようなリスクが予想される場合は例外として、基本的には交付金は何とでも取るという姿勢を見せてほしいと思っております。民間でも、補助金などの申請が出てからその書類までをつくるまでの期間が非常に短い場合がほとんどです。中小企業の経営者は寝る間を惜しんでその交付金の申請をいたします。前回、一般質問した際も答弁でありましたが、経営的視点からの行財政運営をしっかりとしていかなければいけないと思います。

今後、このような交付金が創設された場合には、町としてはどのような対応をされるのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 今後、同様の交付金が創設された場合の対応につきましては、平成28年度に創設される地方創生の新型交付金の活用はもちろんのこと、国の補正予算等により新たな交付金が創設されましたならば、これまでと同様に役場の全課に情報提供を積極的に行いまして、全職員がそれぞれ知恵を出し合いながら、住民ニーズを集約したより効果的な活用ができるよう精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今後もしっかりとした対応をよろしく願いいたします。

私は、今回の交付金の件も、しっかり説明をすれば住民の皆さまも理解してくれると思います。そういう意図もあり、ご質問させていただきました。

また、ほかの事例でも、住民さんの不満の多くは説明をしっかりとすれば取り除けるものだと思っております。これからもいろいろな面で説明責任を果たしていってほしいと思います。ホームページがバージョンアップされますと、より多くの情報が住民の皆さまに提示、開示できるようになると思います。紙面のような制約はほとんどなくなると思いますので、ホームページの活用等でより多くの情報提示、開示をお願いいたします。私の一般質問の締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で4番、小村議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目には、18歳選挙権についてということですが、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正がことしの6月に行われ、来年夏の参議院選挙から実施されます。この18歳選挙権については、世界では既にほとんどの国で実施されており、国立国会図書館が調査した191か国のうち176か国、実に9割の国・地域に及んでいます。また、欧米の主要国はおおむね70年代に選挙権を18歳以上に引き下げており、こうした世界の流れを見ると、日本は非常に遅れており、やっと国際的な水準に追いついたと言えるのではないかと思います。

何はともあれ、この18歳選挙権の実現には私は非常にうれしい思いを持っています。今回の法改正によって全国で新たに選挙権を得る18歳から19歳はおよそ240万人で、有権者のおよそ2%となっています。これまで以上に若者の声を政治に反映しやすくなるとともに、一方では、投票率の低下などが心配されています。

私は、6月に法改正が行われて以降、高校や大学の門前などで、18歳選挙権の実施について若い世代の皆さんにアンケート調査を行ってきました。これまでに集まった声は120人分になりますが、選挙権が18歳以上になることについて、よいことだと答えた方は全体の49%でした。そして、その理由としては、若い人の意見も大事になってくると思うから、19歳男性というものや、若者に優しい社会になるから、男子高校生、また、政治に興味を持つ機会になる、17歳女性などでした。次に、よくないと答えた方は全体の8%でした。その理由は、選挙についての知識がまだ浅いと思うから、16歳女性や、政治がわからなければ、どこに投票すればいいかわからないと思う、16歳女性、また、18歳に政治が理解できるのか、21歳男性というものでした。そして、3つ目には、どちらともいえないと答えた方が全体の43%でした。その理由は、18歳になっても自分の意見を持っている人は少ないと思うから、15歳女性、若者の投票率が低い、19歳男性、高校までに政治のことを教えてもらっていないから、19歳男性というものでした。

こうした結果から、約半数の方が18歳選挙権の実施を評価し、前向きに受けとめている一方で、否定的な意見を含め、残り半数の方の多くが、よくわからないからと戸惑

いを示していることがわかりました。

こうした状況のもと、とりわけ来年の夏、行われる参議院選挙や、その後も続いていく選挙で、若い人たちが主権者としてしっかりと社会や政治の状況を見きわめ、自分で判断し、その意思を投票行動で示していただけるような教育や啓発、情報提供などが、国や県だけでなく町に対しても求められてくるものだと考えます。

以上の趣旨を踏まえ、お尋ねしたいと思います。

まず、1点目の主権者意識の育成について、町はどのように認識し、町としてどのように取り組んでいこうと考えているかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、学校教育についてのお答えをさせていただきたいと思いますが、教育基本法の第14条では、「良識ある公民としての必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定されております。また、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」というふうに規定しております。

そして、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領がございますが、ここでは、「国会などの議会政治や選挙の意味」について考えさせたり、「民主政治の推進と、公正な世論の形成」、あるいは「国民の政治参加への関連と選挙の意義」について考えさせるしております。

本町におきましても、この教育基本法や学習指導要領に基づきました指導を行っておりますが、議会政治や選挙制度などの理解で終わることなく、その仕組みや意義、働きについての理解を深めさせるよう努めているところであります。本町独自の取り組みといたしましては、平成7年度から議会のご協力を賜りまして子ども模擬議会を開催しておりまして、現在におきましては、小学校第6学年及び中学校第1学年の児童生徒を対象に、1日議員になることによりまして、授業の中で児童生徒みずからが行政課題を見出し、議論し、町行政に一般質問として訴えかけることなどその意義や目的を学ぶとともに、町議会や町行政に関心を持ってもらうよう取り組んでいるところであります。

また、本町独自で作成をしております社会科の副読本がございますが、小学第3学年及び第4学年を対象に、選挙における投票の仕組みを説明するとともに、町議会の役割等を学ぶことができるようにしているところであります。また、これらに加えまして、中学校におきましては、選挙制度を用いた方法で、生徒による生徒会役員あるいは学級委員を選出しております。例えば、生徒会役員の選出におきましては、生徒による選挙

管理委員会を組織し、その選挙管理委員長の告示により立候補者を募り、立会演説会や応援演説などの選挙運動を経て、生徒の投票により役員を選出しているという状況がごございます。なお、また、小学校の学級委員につきましては、希望する児童が多数の場合は話し合いなどにより選出しているといった状況もごございます。

このように、小中学校の現場におきましても、役員でありますとか委員の選出を通して、民主的に物事を決めていく取り組みが行われているといったところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、教育長、答弁の中でおっしゃった、特定のイデオロギーを植えつけるような教育っていうのは絶対にやってはいけないというのはそのとおりだし、それについては十分注意をしていただきたいと思います。今おっしゃっていただいたように、斑鳩町でも子ども模擬議会とか、あと、小学校、中学校で学級委員や生徒会を選出する活動なんかを通じて、そうした選挙制度も含めてですね、そうした世の中の仕組みのあり方を学ぶという取り組みについては非常に大事なことですし、私、先ほどアンケートで紹介しましたが、19歳の男性の方が、高校までには政治のことを教えてもらっていないという回答をされていたのが気になったんですけども、中学校では公民の中でそうした社会のことについて、選挙制度等についても勉強されるというふうには思いますが、なかなかやっぱりそれだけでは、何て言うんですかね、判断できないというか、世の中のことを理解しようと思っても非常に難しいものがありますので、もちろん教育の中でもそうした仕組み等について教えていくことは必要ですけども、やっぱり日常生活、学校生活等を通じて社会とのかかわりをしっかり身につけていくということが非常に大事になってくるかなというふうに思います。そうした点で言いますと、やっぱり子どもたち、若者の自由な意思を尊重するという社会づくりですね、というのが非常に大事になってくると思います。

それとですね、子ども模擬議会についても非常によい取り組みだということで、私も例年見せていただいたりしていますけども、ここで質問していただいて、答弁をされていますけども、その後の状況っていうのは学校のほうに、例えば要望を受けていたものがこう進みましたとかいう返事なんかっていうのはされているんでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 一般質問の中で要望出てきた場合のあと、行政として取り組む内容について、そのことについて個別に回答しているという状況ではございませんけど

も、校長会等でですね、こういったことが今度新たに実施するといったことにつきましては説明をさせてもらっているところでもあります。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 当然、自分が要望したことがその後どうなったのかというのを子ども自身が調べて、また次に生かすということも必要でしょうけども、当日答弁はされていますけども、その後の状況としてどうなっているのかっていうのもやはり行政のほうから、校長先生等には伝えていただいているでしょうけども、皆さんが質問いただいた項目がこう進みましたっていうのを直接子どもたちに伝えるという、そういう双方向の取り組みを通じてこうした主権者教育ということにつながるのかなというふうに思いましたので、ぜひそうしたことについては今後検討いただきたいなど。なかなか、そもそも子どもたちが役場の職員さん等とふれあう機会っていうのも少ないとは思いますが。見学なんかには社会教育等の関係の中で来られるかもしれませんが、そうした、何て言うんですかね、触れ合う機会っていうのもふやしていくっていうのも1つ手段だと思しますので、それについてもよろしく願いたします。

それでは、2点目なんですけども、投票行動の啓発について、町はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 選挙権年齢の18歳への引き上げに伴う投票行動への啓発についてでございますが、初めに、奈良県選挙管理委員会における取り組み状況をご説明をさせていただきます。奈良県選挙管理委員会におきましては、生徒の選挙への関心を高めるため、県内の高等学校からの要望に応じて出前講座を実施されており、生徒会選挙で使用するために実際の選挙で使用する機材の貸し出しや模擬投票を行っておられるところでございます。模擬投票の実施に当たりましては、架空の町の町長を選ぶという設定のもと、選挙公報の配布や選挙演説に基づき、実際の選挙で使用する投票箱や記載台などを用い投票所を設置した上で投開票を実施し、実際どのようにして選挙が行われているのか体験しながら学習する内容となっており、先日、西和清陵高校において実施されました出前講座へ当町の書記も参加をしたところでございます。

次に、斑鳩町選挙管理委員会の取り組みでございますが、当町における新有権者全員を対象に、個別に啓発冊子を配布することを予定しているところでございます。今後におきましても、奈良県選挙管理委員会とも連携を図りながら啓発活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） よくわからないという方が多い中で、当然やっぱりその人対象にした個別の案内と、一般的に、例えば広報なんかで書いていたりとか、ビラでポストに届けるというくらいじゃちょっと、やっぱりその人自身に情報が届かない可能性もありますので、そういう個別の情報提供ですね、というのは必要があるかなというふうに思います。

それと、模擬投票ですね、今、課長おっしゃっていただいた、そういう取り組みについては非常にいいことだというふうに思いますけども、そこに参加された、参加されたというか高校生がですね、それを通じてどんな感想を持っていたのかというのが、もし把握しておられたら、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 実際、模擬投票の関係でございますけれども、具体的なやり方がね、まず、2人の候補者が町長選挙にそれぞれ政策的なものをそれぞれに出されて、それについて討論されて、非常に白熱した状況であったということでございますので、具体的な個々の感想についてはお聞きをしておりますけれども、状況を見る限りでは、非常に楽しみながらといいますか、そういった体験をしていただいたというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それにつきましては県のほうで取り組みをされているということなので、実際の世の中、実際の、いろいろな政党があつたりとか、候補者の方がいらっしゃるという中で、現実の、何て言うんですかね、今の社会状況、政治状況っていうのとどうリンクさせていくのかなというところについては工夫が要るかなというふうに思いますので、それについてはさらに発展をさせていっていただきたいなと思っていますので、また県のほうに対しても声を伝えていただきたいと思います。

それでは、次の2点目の質問に移らせていただきます。

2点目につきましては、奈良県市町村総合事務組合についてということであげさせていただきますが、この総合事務組合ですね、奈良新聞等で幾つかの問題が記事として取り上げられておりました。今回はその4点、取り上げていますが、斑鳩町も加入している団体がこうした報道で指摘されている問題点についてどのように考えているのか、また、実態がどうなっているのか、きちんと明らかにしていく必要があるというふうに感じて質問にあげさせていただきます。

まず1点目ですが、この間、退職手当組合の基金がこのままいくと足りなくなるからということで、あれ、2013年度やったと思いますけども、からですね、加入市町村に対して負担金の増額が求められてきました。その際の町の説明では、今後、退職者がふえるため基金が足りなくなるということだけが説明されましたが、しかし、新聞報道等では、基金の投資運用に失敗し、19億円、報道によっては20億円とも書かれていましたけども、の元本割れを起こしていると報じられています。当時ですね、その負担金の引き上げが提案される中で、報道にあるような仕組債の売却による損失や、そもそもどのような投資運用がなされて詳細がどうなっているのか等の説明は一切受けていません。他の自治体の議員に聞いても、そうした説明は受けていないとのことでした。

私は当然、この報道で問題視されているような基金の運用があるのならば、当時、きちんとした詳細な説明、報告があつてしかるべきだったのではないかというふうに考えています。当時、町からはその説明がありませんでしたが、町は、退職手当組合の基金運用の実態について把握をされているのでしょうか。また、この件に関して、事の経緯や現在の状況について、加入市町村の住民や議会に対し詳細な説明を行うべきだと考えますが、町はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 奈良県の退職手当組合におきましては、昭和48年に基金を設置され、その後の運用により、剰余金と運用収益を合わせ、最高となった平成13年度末におきましては約160億円を保有されていたという状況でございます。

一方、団塊の世代の大量退職に備えまして、他府県の退職手当組合におきましては平成14年ころから負担金率の引き上げがなされてまいりました。この団塊の世代の大量退職につきましては奈良県内の市町村におきましても同様の状況でありましたけれども、奈良県の退職手当組合におきましてはさきの基金を有しておりましたことから、当時、奈良県内の市町村の財政状況が全国的にも低位に、低い位置に位置していたことを熟慮されまして、市町村の負担増となる負担金率の引き上げは行わず、当面、基金の取り崩しにより対応をしていくこととされ、全国的にはおおむね1,000分の200程度の負担金率が一般であったところを、本県の退職手当組合の負担金率は1,000分の90に据え置かれたというところでございます。

この負担金率を据え置く措置は平成23年まで続き、その際、換金しやすい債権から順次換金され、できる限り市町村の負担増をおくらせるために簿価を下回り売却差損が生じる満期前の債権につきましても売却することとされた結果、約20億円の売却差損

が生じたというふうに聞いております。その後、平成24年度までに全ての仕組債を売却され、平成24年度からの負担金の引き上げがなされたものでございます。

この点につきましては、総合事務組合の管理者からは、総合事務組合議会はもとより構成団体全体で組織する市長会、町村会、町村議会議長会にも説明がなされたものと聞いているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 当初、説明はされたということですが、今、答えていただいたのは、全体の概要だというふうに思うんです。私、知りたいのは、例えば仕組債などでも、そもそもどういう見込みで、どこで決定してそういう購入を決めたのかと。職員の退職者の数っていうのは把握をされているはずですから、その後の推移がどうなっていくのかというのは中長期の見通しも持っているはずだったというふうに思うんですが、それがやっぱりきちっと運用できなかったという点についてもいろいろと聞きたいことはあるんですね。ですので、今、この場でとか、例えば町の職員の皆さんにそのことをお尋ねしても、なかなか詳細なお答えは返ってこないでしょうから、私は当然、よく知っている方にですね、こちらのほうまでお越しいただいてですね、議会に対して詳細な説明を行っていただく場をぜひ設けていただきたいというふうに思うんです。

負担金につきましては、引き上げがあるのかないのかはわかりませんが、当然、新年度予算にも計上されてきますので、予算審査にもかかわってくるものです。それについて、やはりこちらのほうもきちっと詳細についても理解をしたいし、納得ができなければ、当然、賛成もできないということになりますので、その点については、町のほうからですね、きちっと組合の事務局等に要請をしていただいて、そうした詳細について把握されている方にぜひ説明の場を設けていただきたいというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、お尋ねの件でございますけども、町からの要請と言われておりますけども、これにつきましては議長と相談させていただいて、またその対応を図りたいと思っておりますけども、すぐ要請に応じるではなくて、やはり議長と相談させていただいてどうすべきかを検討したいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでしたら、今そういうふうにおっしゃっていただきましたので、お願いをしておきます。

そうでしたら。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 完全に呼ぶんじゃないくて、それを要請するかどうかについても議長と相談させていただいて、その対応を図っていきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ですから、相談させていただいて、今後の対応について検討をいただきたいというふうに思います。

そうでしたら、2点目ですね、これについても、情報公開制度についてということですけども、9月1日の奈良新聞で、今、申しあげましたその基金運用の問題について、批判の声が上がっているが、関係者でさえも詳細を把握できていないと。市町村総合事務組合の職員の待遇は、県に準じてとなっており、県並みの公的機関でありながら情報公開制度も策定されていないというふうに報じられています。これも、私、記事を読んでびっくりしましたが、この情報公開制度ですね、これはもう早くからこの行政でも取り組んできており、住民がその制度を活用して情報を入手するということで、当然必要な制度であるというふうに考えていますが、これは、この報道のときには策定をされていないというふうに報じられていましたが、現在は策定をされているのか、策定されていないのであればなぜ策定されていないのか、そして、今後についてはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 総合事務組合からは、平成28年度当初から情報公開を実施すべく、情報公開関連諸規定及び個人情報保護関連の諸規定を整備を行っている旨、報告を受けております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 当然必要なものだと考えますので、整備をされるということについてはそのまま進めていただくということで理解をしたいとは思いますが、これまでなぜ策定されていなかったのかということについては、何か聞いておられますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 特には聞いておりません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これも、この間の経緯については、職員の皆さん把握されてい

ないというふうに思いますので、先ほど要望いたしました、知ってる方にですね、説明を、どういう機会になるかわかりませんが、経緯につきましてはそちらのほうでお尋ねをしたいというふうに思います。

そうしましたら、3点目ですね。これもまた奈良新聞の報道であったんですけども、9月7日の新聞報道で、歴代の事務局長ポストが県庁OBの指定席となっており、格好の天下り先になっているという記事がありました。また、管理者は首長などが持ち回りで担当しているため、名目的な色彩が濃く、同組合の事務局長が実務上のトップとして役割を担っているというふうには書かれています。そうした重要なポストが県庁OBの天下り先となっているのであれば問題だと考えますが、実態はどうなっているのでしょうか。歴代事務局長の実態と今後の体制のあり方について、総合事務組合ではどんな議論がされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 総合事務組合のみならず、市長会、町村会、町村議会議長会では、効果的また効率的な会の運営を目指し、従来から、1つの事務局で運営が行われてきております。このため、事務局長も1人でありますことから、市町村の行政進行に経験と知識を持った県のOBを、これら全ての組織が協議の上、県に配置を依頼されてきたところでございます。県の指定ポストとして一方的に派遣されているものではないということで事務組合から報告を受けております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 加入団体で協議してそういう県の職員に来てもらっているという答弁でしたけども、報道で指摘されているように、住民から見ると天下りではないのかという指摘がある中で、それに対して、組合議会、事務局、その事務組合の中ですね、何か今後のことについてどうしようかという議論がされているんでしょうかね、この辺について、つかんでおられましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） そのことについても、町村会、市長会、町村議会議長会で種々議論されてきたことでもありますし、今後もされていくことだろうというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現在の状況については、そうしたら把握はされていないということで理解をしておきますが、これにつきましても、当然、議長も聞いていただい

ますし、町長におかれても当然聞いていただいていますので、今後のあり方としてどういう形がふさわしいのかというのは、私は、この指摘を受けて議論が必要だというふうに思いますので、この点については、またどういう議論が行われるのかということについて確認をしていくような形にしたいというふうに思います。

そうしたらですね、次、4点目になりますが、今度は10月15日付の奈良新聞になりますが、市町村会館の管理や補修について、19年間も同じ業者と契約を交わし随意契約を繰り返してきたというふうに報じられています。会館や立体駐車場などの改修工事を、当初会館の建設を行った大阪市内の建設会社を含む共同企業体、JVに対し、計7,100万円、管内設備の改修工事は6,800万円、会館の設備管理や清掃などを橿原市内のビルメンテナンス会社と19年間随意契約を行い、年間契約は2,400万円から3,500万円、総額で5億3,000万円にものぼるというふうに書かれていました。

なお、さらにですね、地方公共団体の随意契約は少額の契約や緊急性を要するものなどに限られるとの指摘もされており、これらについてもとても住民に理解が得られるというふうには思わないんですが、これについても詳細な説明を求めたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 総合事務組合におかれましては、平成28年1月から入札を中心とした契約を行うため、外部委員も含めた審査会を設置すべく、関係諸規定の整備と合わせまして鋭意取り組まれているところである旨、確認をいたしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） これまでの経緯についてはそういう形で町としては確認をされているということですが、それだけの説明じゃやっぱりわからないというふうに思いますので、これについても詳細な説明を求めておきたいと、先ほどと同じような形でですね、というふうに思います。新聞報道等では、この随意契約については早急に改善をしていくというような記事もありましたが、今後の対応についてはどのようにしているのか、町は把握しておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 先ほども申しましたように、入札を中心と契約を行うための取り組みを進めておられると聞いております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） ごめんなさい、聞き逃していました。

これについてもやっぱりその方向で改善をされるというのがふさわしいのかなというふうに思いますので、その方向性については理解をしたいと思いますが、この4点ですね、今回質問させていただきましたけども、これまであまりその実態がこちらのほうも把握できていなかったということもありますが、やっぱりあまりにも不透明な点が多過ぎるというふうに思うんです。今回につきましては問題提起にとどまっていますが、要望いたしました、やはり詳細な説明ですね、をやっぱり受けないと我々も納得できない部分もありますので、ぜひそれについて相談をしていただくということと、この問題につきましては今回で終わりではなく、今後も引き続き追及をしていきたいというふうに思いますので、そのことだけ申しあげまして、この質問については終わります。

それでは、3点目に移りますが、国民健康保険事業についてということであげさせていただきます。

現在、全国どの市町村でも、国民健康保険税もしくは保険料ですが、これが高騰し、高過ぎて払えないという状況があちこちで起こっています。全国的に見ると滞納世帯は2万818世帯にのぼり、1万2,207世帯に正規の保険証が発行されていないとのことです。また、2013年度の国保税、国保料滞納者に対する差し押さえの件数がおよそ1,900件以上となっており、総額6億円に及び、急増しているとのことです。本来命と健康を守るはずの国民健康保険が、逆に国民の命を脅かす制度へと変わってきているのが実態だと強く感じています。

そうした中ですね、ことしの5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、平成30年度から新たに国保制度が県単一化されるとのことです。この法改正によって、国保制度はどのように変わっていくのでしょうか。まだ詳細については決まっていない部分もあるかと思いますが、現段階において国民健康保険事業の県単一化に向けた動きと、さらに、住民や町行政への影響について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） まず最初に、これまでの国の動きと今後の動向につきましてご説明を申しあげたいと思います。

国民健康保険の財政運営責任の主体を都道府県に移管することなどを柱とした持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年5月29日に交付され、平成30年4月1日に施行されることとなっております。

厚生労働省は、この平成30年度からスタートするこの新しい国民健康保険制度について、都道府県が市町村に示す国保事業費納付金や標準保険料率など財政運営の中核となる仕組みの詳細を来年1月にも各自治体に提示する方針となっております。また、今年度中を目途に関係政省令案をまとめることとされております。また、都道府県内の統一的な運営方針を定める国保運営方針のガイドラインも年度内にまとめる方向で、現在、調整が図られているところでございます。平成28年度にも都道府県などの条例改正をすることを念頭に作業が進められているという状況でございます。

次に、現段階で明らかになっております都道府県と市町村の役割についてでございます。

まず、都道府県の役割でございますけれども、県内の国保医療費等を推計し、それを賄うために市町村ごとに医療費水準や所得水準などを考慮した国保事業費納付金を課す中、国保運営方針の策定、市町村ごとに本来必要な標準保険料率の提示などの役割を担うとされております。

一方、市町村の役割につきましては、地域住民との身近な関係のもと、資格管理や保険給付の決定、保険料率の決定、保険料の賦課徴収、保健事業などを引き続き行うこととされることから、現行の事務とほとんど変わらないという状況であると考えております。

また、被保険者への影響でございますけれども、まだこの標準保険料率が提示されておきませんので、現段階でどのような、あるいはどの程度の影響が出るかということについては未定でございます。

本町といたしましても、国・県の動向に注意を払いながら適切に事務を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今お聞きしますと、まだ詳細については全然決まっていないと。年度内にまとめたりとか、来年1月ですね、提示されると。さらに保険料率についても具体的な数字はまだ示されていないということですが、この標準保険料率というものの考え方についてですね、こういった性質のものなのか確認をしたいと思うんですけども。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これにつきましては、先ほどちょっと申しあげましたけれども、県内の、例えば奈良県内の全体の医療費を推計をいたしまして、それを賄うために必要な保険料率を設定するというところでございますので、これがどういう水準になっ

ていくかいうのは各都道府県ごとに違うということになるわけでございますけれども、その県内全体の医療を賄うために必要な保険料を設定するという考え方でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 法改正で全国的にそうした方針が示されるということですが、これまでですね、それぞれの市町村が独自に運営をされており、その市町村ごとにかかる保険料、必要な医療費に対して、国から来るもの以外等で保険料を設定していましたが、その標準保険料率というのが設定されると、それぞれの市町村の実態に合わないような保険料設定になってしまうのかなということを心配するのですが、その点について、現時点でですね、国のほうはどのように説明をされているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これはあくまでも県が示す標準保険料率ということになりますので、それに基づいて各市町村にそれぞれ納付金というのを課してきますので、町村はそれを納めるという形には、県に納めるという形にはなりますので、それに必要な保険料率を設定していくということになりますので、当然市町村によってはそれをそのままされるところもあると思いますし、やはりそれでは足りないということで若干それを上げられるというところも出てくると思います。

また、今の保険料率とかなり上がるということになりますと、これは激変緩和措置というのも、国のほうは、今、検討されているということを知っておりますので、その辺のところも急激に上がらないような措置も講じられるというふうに聞いております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 国から示される納付金については、町が、集まった額がどうであろうと、とにかく100%納めなさいという形で求められることになるので、そもそも示されるその納付金の額がですね、例えば斑鳩町、累積赤字はたくさんありますけれども、でも、実際の現在の保険料から大きく、何て言うのかな、乖離していると、激変緩和措置があるとはいえ、上がっていくんじゃないかなというふうに非常に心配をしています。

そんな中でですね、斑鳩町としては、これまで一般会計からですね、法定外の繰り入れ等も行って、これまででしたら介護納付金の赤字補填を行うなど、この制度の中での矛盾に対して発生する赤字を解消するという考え方を持って運営をされてきましたけれども、この点については、制度が変わっても考え方については変わらず続けていくという方針なのか、現段階でですね、どのように考えているのか、お尋ねをしておきたいと思

います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 特別の繰出金で赤字補填分の繰出金でございます。これにつきましては、今回、保険料、改定させていただきました。このときにもご答弁させていただいております、予算委員会のほうで。といいますのは、平成27年度予算につきましては、あまりにも26年度の赤字分、介護分が大きかったので、その2分の1だけ補填させていただいたと。その半分については、当然ながら28年度にさせていただきますよと。上がる、国保料改定の前のその介護納付分とかの赤字分については、これは町のほうでさせていただきますけども、それ以降については町の財政状況を見ながら検討させていただくということでお答えさせていただいておりますので、今もこういう状況は変わりございません。

それで、この国保改革による一体化によって、特別な繰り出しについてはもうしないのが前提でございます、全体的に。といいますのは、国保の会計の加入者と、あと、厚生保険の加入者おられますわね。税金については厚生保険の加入者も納めてもうていると。それで、この人らにとったら二重に払っているみたい、負担のような感覚になりますので、そこまでも負担どうかと。ところが、今までは補填しておりましたのは、いわゆる介護納付分が非常に大きな赤字を発生しておりました。介護納付分については、これは制度の、今、矛盾と言われましても、制度の矛盾じゃなくて、やはり介護納付金は必ず国保会計から介護特会へ納めやなあきませんので、必要な分はもう計算されてきます。これが、その分を加算しますと、非常に皆さま方、町民の方に過重となるので、これについては、赤字分については国保会計を抑えるために補填をしてきましたけども、今回、平成19年に値上げしましたし、26年、27年度からも値上げさせていただきました、それ以降については、先ほども申しあげましたように、値上げ前については責任を持ってさせていただきますけども、それ以降については、町の財政状況を見る中でそれは検討させて、ゼロベースから検討させていただくということです。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今後検討するということで、私は、要望としては補填についてはきちっとやっていただきたいし、後期高齢についてもそれ以上の金額で出ているというふうに思いますので、これについてどう考えるのかということも今後議論をしていきたいというふうに思いますが、今、副町長、答弁された中で1点気になったのは、法定外の繰り入れは行わない前提で制度が進んでいくというふうにおっしゃいましたけども、

国からですね、そうした規制をかけるということはできないというふうになっていると思いますが、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） そのような国の規制はございません。ですから、規制がないから今現在、補填をしておるわけです。今度、一元化になってもそれは変わらないと考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そこは町が裁量を持って判断できるというふうになっていることについては確認をしておきたいというふうに思います。

現段階でですね、この国保制度の県単一化についてはまだ詳細については示されていないということなので、これからの議論になろうかと思いますが、その制度が移行して、住民にとって不利益にならないように、さらにですね、国からの、ゆくゆく30年度で3,400億円になるかと思いますが、国の会計から補填があるということにもなってくると思います。そして、今でも1,700億円補填がされていると思いますが、それについては、低所得者対策ということで国保会計から、国保会計に既にもうおりてきているというふうに思いますので、その点についてはきちんと、累積赤字がありますのでどうなるかわかりませんが、また今後ですね、予算審査、決算審査等でその補填分がどうなっているのかについても確認をさせていただきたいというふうに申しあげましてですね、私の一般質問はこれもちまして終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

10時30分まで休憩します。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 議長のお許しをいただきましたので、それでは、通告書に基づいて私の一般質問をさせていただきます。

まず初めとして、道路についてでございますけど、都市計画道路、これ、1番、2番

と分けていますけども、一括で聞かせていただきます。

私が何年か前に都市計画審議会に出させていただいて、いろいろ議論されていたんですけど、今までどういう経過でこういう都市計画をされて、何年くらいにできたかとかいうのと、あと、私がまたあとで、この答弁をいただいたあとで、また今、思っていることをまた言いたいと思うんですけど、この都市計画道路について見直し、もう何年も前から、これ、都市計画されているんですけど、見直しについてということですけど、やはり必要であるか、必要でないか、また今、三代川の堤防の拡張っていうんですかね、道路の整備されているんですけど、あそこの交通量を見たら、もうそれでいいんじゃないかと思うし、その西小学校の辺から16メートルの道路とか、いかるがホールから18メートルの道路とか、あの辺は、三代川の堤防さえきれいに整備できたらもうちょっと、そういう、私にとっては無駄だと思うんですけど、そういう道路は要らないんじゃないかと、そういう見直しとかいうことについてどういうふうに町のほうは考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました都市計画道路、三代川あるはいかるがホールというところがございますので、都市計画道路安堵王寺線ということであろうかと思えます。

安堵王寺線につきましては、安堵町の大字窪田地内から当町興留10丁目地内を通りまして、神南5丁目地内に至ります総延長約4.4キロメートルの路線でございます。市町村の区域を越える広域的・根幹的な計画に基づく道路でございます。昭和42年に奈良県により都市計画決定をされたものでございます。

当該路線のような未着手の都市計画道路につきましては、将来交通量の減少が予測されるなど社会情勢の変化により必要性の再検討が全国的に求められているところがございます。奈良県におきましても、自動車交通機能、歩行者等の交通機能、沿線自治体のまちづくり計画の整合性の観点などから、関係市町村と協議・調整をしながら見直し作業が進められているところがございます。

ご質問いただいております路線につきましても、3本の河川と1本の鉄道を越える計画となっております。住宅地内も計画区域にかかっていることから、費用を含めた事業面の課題も多くございます。事業着手のめどが立っていない状況でございます。

しかしながら、その整備により、慢性的となっております国道25号や県道大和高田

斑鳩線の渋滞解消による交通の円滑化に加え、生活道路への通過交通の減少を図ることにより歩行者や自転車の安全が確保できるものと考えられます。また、災害時におきましては緊急輸送道路としての役割を果たすことが期待できますことから重要な路線であると認識しております。さらに、当該路線は複数の市町村にまたがる広域的な道路であることから、現在も、奈良県町村会から奈良県に対しまして、県道として整備していただくよう要望をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 重要な道路ということですが、斑鳩町としましても、三代川の問題もありますし、私は三代川の改修とともにこの道路の整備をしていったら一石二鳥じゃないかなと思ったので、今後、これから県ともよく検討していただいて、この件に関しては十分検討していただきたいと、費用も結構かかるようなので、できるだけ負担のないように見直していただきたいと思います。

それでは、2番目として、公共施設へのアクセスの道路についてということなんですけど、これ、学校施設とか、結構いろいろ斑鳩町は施設があるんですけど、そこへ行くところの歩道の整備ですよ、それが、何年も前から言っているんですけど、あまり整備されていってなくて、私の近くでも皆、くねくねした道を結構皆、子どもらが集まって行っているような。先日、朝でも、ちょっとトラックとか結構入ってきたのでね、時間制限もないし、その辺のちょっと子どもたちと生活道路に関係して歩道の整備、これを町のほうはどういうふうに計画されているのか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 町内の歩道整備の状況でございますけれども、幹線道路につきましては、都市計画道路法隆寺線やJR法隆寺駅周辺整備など、これまでの整備の中で歩道も合わせて設置をいたしております。また、国によるかかるがパークウェイ整備や県の天理斑鳩線整備におきましても歩道の設置が行われているところでございます。

しかし、生活道路につきましては、学校等の公共施設の周辺においては基本的に歩道の設置を行ってきておりますけれども、町全域での計画的な歩道整備としては今現在取り組んでいないという状況でございます。

議員ご指摘いただいておりますように、十分な歩道整備はできていないところも存在する状況ではございますが、通学路につきましては、毎年度、国や県、西和警察署にも参加をいただきまして、教育委員会や学校、PTAと通学路の安全点検を実施いたして

おります。危険箇所につきましては、安全対策として水路蓋や防護柵の設置、また、路面表示等の対策を講じている状況でありますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） この前いただいた第四次計画とかいろいろありますんですけど、また十分これを、早く子どもらが安心して学校に行けるように、また、整備されることによって、不審者とか、その辺の隠れるっていうのかね、その辺のこともないと思うので、十分に進めていただきたいと、より早く実現することを希望して、次の質問なんですけど、3番目として、行き詰まりの道路についてっていうことなんですけど、現在、大和川の堤防とか、工事進められていますけど、あちこちでちょっと止まっている工事が多いんですけど、その工事がね、どういう理由で止まっているかというのが住民のほうにはわからないので、どうなってんねやということがよく聞かれるので、その辺のちょっと、どういうふうな理由で止まっているのか、ちょっとお聞かせ願ひたいなと思ひます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 初めに、大和川堤防線でございますけれども、地元とも協議を重ね、ご協力を賜りながら整備を進めてきているところであり、現在の進捗状況といたしましては、目安の集落付近の整備に差しかかっているところであります。

このように、現在整備を進めている整備区間は民家に近接するため、整備計画に関する地元との協議に時間を要するとともに、大和川堤防線の整備に当たっては道路構造物等を河川堤防敷に設置することになります。取り付け道路の整備に伴う構造物の設置について、河川基準との関係から、河川管理者である国土交通省との協議にも相当時間を要することから、これまでの農地部分での整備に比べて時間を要している状況であります。

なお、今年度の大和川堤防線の工事の発注予定でございますが、来年3月22日までを工期といたしまして、今月12月14日に開札ということで発注の準備をしているところでございます。

次に、三代川堤防線でございますけれども、当該道路につきましては、先線の拡幅予定箇所に地籍混乱地が存在しており、その関係地権者の合意が成立しないことから、現在、整備が中断しているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 大和川の堤防ね、地元の方が協力していただいているということで、十分よく協議していただいて、同じつくるんでしたら利便性のいい、安全な、安心できるような道路をつくっていただきたいと思いますので、その辺、どうぞよろしくお願いします。

続きまして、2番目として、幼稚園の質問なんですけど、幼稚園の外部から園長さんを導入されている、これ、何年も前からなんですけど、これでどのような効果を得たのか、ちょっと、どのような効果があったのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立幼稚園の園長につきましては、ご存じのように、以前は各園、3園とも同じ校区の小学校の校長が園長を兼務していたという状況でございます。そこで、平成21年度からは、小学校や幼稚園の現場で活躍されて経験や知識の豊富な人材を専任の園長として雇用している状況でございます。

その効果はというご質問でございます。まず、幼稚園運営面で申しあげますと、以前と違って幼稚園に常駐することによりまして、各園児の様子を把握し、きめ細やかな保育につなげることができること、また、教諭の指導にも目が行き届き、意思決定も速やかに行われるなど、教職員との連携による組織の機能の向上、また、保護者や地域の方々などと協力し合うことで信頼関係の構築がよくできるようになったということがあげられます。

また、幼児教育面で申しあげますと、それまで兼務の校長の時代等にはなかった取り組みといたしまして、例えば、斑鳩幼稚園におきましては、斑鳩町の良いところ探しといたしまして、幼少期から郷土を知り、豊かな情操を養うため、これまで以上に法隆寺や藤ノ木古墳あるいはその周辺を散策したりしております。また、斑鳩西幼稚園では、食育の推進として、生き生きプラザにおきまして、学校の栄養士の指導のもと、保護者と一緒にカレーなどをつくることで、食べることの楽しみや感謝の気持ちを育んだりしております。また、斑鳩東幼稚園では、表現力等の向上といたしまして、遊んだあとに園児同士での話し合いの場を持つことで、発言力や表現力等の成長を高めるとともに、次の遊びにつなげるようにするなど、各園それぞれ園長の指示のもとに趣向を凝らした特色ある幼児教育を実践しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 結構だと思います。身近におられるということは大変いいことだ

と思うので、これからも園長先生に頑張っていたいただきたいと思うんですけど、2番目の質問としてね、この職員の仕事の変化ということですけど、以前は小学校の校長先生が兼務していたということなんですけど、現在、外部から導入されるシステムになるとね、職員さんが園長になれないということですよ。それでね、職員の仕事に対する意欲が低下されるのではないかと思われるんですけど、その辺、どう思われていますか、お願いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども答弁をさせていただきましたけども、園長の専任の配置によりまして、園の管理運営や幼児教育において趣向を凝らしたさまざまな特色ある取り組みがなされております。園長につきましては、幼稚園で行われる全ての教育活動を統括する責任者でございます。幼児を保育する直接的教育活動を初め、幼稚園の人的・物的な管理運営といった間接的な教育活動の一切をつかさどり、所属職員を指導・監督しながらより能率的・合理的に管理・運営を図るのがその職務でございます。そして、そういう職務をこなすためにはそれ相応の資質が要求されているところであります。また、各園長におきましては、三者三様ではございますが、そうした資質を十分に兼ね備えていると認識をしております。

また、職員におきましては、経験を重ねて、また、その園長の職務を間近に見ることによって、そうした資質を身につけることができるよう日々自己研鑽に励み、職務の中で努力することが重要であるというふうに考えております。将来、教諭自身が教頭あるいは園長になる道筋が明確となりますように、本年度から教頭職を再度設置したところでございます。そのことによって、将来的には自分が教頭あるいは園長のほうになれるという将来展望が開けたものではないかというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ことしからそういうふうに設置していただいたということで、そこまでは皆さん頑張っていただけかなとは思いますが、

三者三様ということで、外部からの園長先生、極端に言えば、いろいろ賛否両論になると思うんですけど、天下りって言われるようにならないように、十分人選のほうはよろしくお願ひしたいと思っておりますので、この質問は終わらせていただきます。

最後に、3番目として、アンテナショップについて。この前オープンされたアンテナショップですけど、商工会のほうから、私も商工会員なので案内は来たんですけど、ちらっと聞いたんですけどね、これはちょっと私の個人的にちょっと聞かせていただいた

んですけど、アンテナショップ、今後の維持と町とのかかわりと書いているんですけど、今後の維持っていうので、何か、商工会の理事さんですかね、方からいろいろ聞いたら、補助金なくなってやめるでというような、ちらっと聞いたんですけど、アンテナショップですからね、続けていかないと意味ないと思うんですけど、その辺、商工会も補助団体なので、その辺のほうもちょっと、町のほうがこれからもしかかわっていかれるんでしたらちょっとその辺のかかわりとか、かかわっていかないんでしたらかかわっていかないと。

見ていたら、奥で竜田揚げ揚げたり、販売員とかおられますので、結構な人件費かかるのかなと思うんですけど、その辺ちょっと、町の考えとして、教えていただけますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました法隆寺駅北口にオープンいたしましたアンテナショップでございますけれども、これにつきましては、商工会が事業主体として、特産品や土産物などの販路拡大を目的として、全国商工会連合会の共同販売拠点による地域特産品等の販路開拓支援事業補助金というものを活用されて設置をされたものでございます。あくまでも事業主体が商工会ということで、町といたしましてはアンテナショップの直接の運営にはかかわっているものではございませんけれども、この商工会が補助金を申請されるに当たりましては、収支計画など適正に運営をできるということで計画をされ、申請をされた上で認められて補助金が交付されてくるということでございますので、適正に運営をされていくものと考えています。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 商工会の運営はわかったんですけど、今後ね、町が、ここの運営行き詰まったらどうするかというのをちょっと、もう一度お聞かせ願えますか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、先ほども申しましたように、運営主体が商工会ということでございますので、具体的には、行き詰まりとかいうことになったときにはですね、商工会がその対策、善後策を講じられるものであるというふうに思っております。その中で、町に何らかのご相談がございましたら、そのときは協議をさせていただくことになろうかというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） せっかくオープンしてんから、できるだけ、できるだけと言うたらおかしいですけど、もうずっとね、オープンしていくように、閉めることのないよう

にさせていただきたいなど、私のほうの要望なんですけど。その辺で、ちょっと町のほうも主体が商工会ということで、できるだけ相談とか、その辺もし協議とかありましたら、できるだけ力になってあげたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、地震ハザードマップ・洪水ハザードマップの再検討についてであります。9月の10日、台風から変わった低気圧の影響で関東や東北は記録的な大雨となりました。茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、濁流が住宅に流れ込み、12名が行方不明、栃木県鹿沼市では土砂崩れが起き、女性が亡くなりました。前日まで平和な田園風景が広がり、家が立ち並んでいた場所が、一瞬にして泥の海になりました。自衛隊のヘリコプターに、今にも流されそうな家の屋根から、また、必死になってしがみついている電柱から、引き上げ、救出される方の姿は、いまだ目に焼きついて離れません。

私たちの住む斑鳩町にも、富雄川、大和川、竜田川と河川がございます。気候の急激な変化により河川の増水の様子を見るときに、いつその常総市鬼怒川の状態にならないとは限りません。また、2011年の東北大震災を受け、今度は、東南海地震がいつ起こってもおかしくない状態であると言われております。斑鳩町の住民の皆さまを水害や地震の被害から守るため、平時から水害や地震のリスクを住民の皆さまに認識していただき、災害発生時に提供される情報を適切に聞き、また入手し、いざというときに的確な避難行動をとれるようにすることが重要であります。

その観点から、洪水、また地震ハザードマップの再検討をされるお考えについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町の洪水及び地震ハザードマップについてでございます。

初めに、洪水ハザードマップにつきましては、大和川、富雄川及び竜田川流域における浸水想定区域図を重ね合わせ、浸水の深さなど住民の安全な避難に必要な各種の情報を示したもので、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図ることを目的として作成をいたしております。

本町におきましては、平成19年に初めて洪水ハザードマップを作成いたしました後、平成21年に土砂災害警戒区域の指定予定箇所の表示の追加等の改訂を行いまして、町内の全戸に対しまして配布を行うとともに、町のホームページにそのデータを掲載をいたしております。

一方、地震ハザードマップにつきましては、住民の防災意識の向上を図るとともに、効果的に住宅等の耐震化を促進することを目的といたしまして、大地震が発生した際の各地域における揺れやすさや想定される建物被害の程度を地図上でまとめたものでございます。

本町におきましては、平成22年に地震ハザードマップを作成いたしまして、洪水ハザードマップと同様に町内の全戸に対し配布を行うとともに、町ホームページにそのデータを掲載いたしております。

この2つのハザードマップの今後の見直しの方針についてでございますが、まず、洪水ハザードマップにつきましては、現在、国におきまして、来年3月末を目途といたしまして、大和川の浸水想定区域の見直し作業が進められております。また、県におきましては、来年度での土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査が現在行われていることから、これらの結果が取りまとめ次第、洪水ハザードマップを改訂し、その内容の反映を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、地震ハザードマップにつきましては、県において地震被害の想定が見直しされた場合に、その内容に応じまして見直しの必要性について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

それでは、この洪水ハザードマップ改訂が行われましたときには、住民の皆さまにどのようにお知らせになるか、伺います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 今後、洪水ハザードマップの改訂を行いました場合におきましては、町内の全戸に対し改めて配布を行うとともに、広報紙や町ホームページ等を活用いたしまして広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 例えば、町の職員の方が出向いて直接住民の方に説明や、またディスカッションをされている出前講座がございますけれども、大変好評と、わかりや

すいというように聞いております。そのようなことをしていただきながら住民の皆さまの不安を解消して、広く災害の情報を啓蒙していただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、避難所の備蓄物資についてでございます。どのようなものを備蓄しておられますでしょうか。また、女性の生理用品の備蓄についてのお考えも聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 災害によります家屋の損壊、焼失等に伴いまして、水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民の方に対しまして必要な物資の供給を行うため、災害備蓄品の整備を行っているところでございます。

現在の備蓄品の品目及び数量についてでございますが、まず、アルファ米及びビスケットなどの食料を3万6,180食、このうちアレルギー対応のアルファ米を1,750食分を備蓄いたしております。また、粉ミルク40缶、約1,200回分でございます。のほか、毛布を7,810枚、敷きマット2,800枚、災害用の簡易間仕切りを240室分、紙おむつにつきましては、乳幼児用といたしまして3種類のサイズ、合計で3,018枚、大人用として2サイズ、合計で573枚を備蓄いたしております。

この備蓄品の数量につきましては、平成16年10月に奈良県が公表した第2次奈良県地震被害想定調査報告書に基づきまして、斑鳩町における最大の避難者数となります約9,000人を基準といたしまして目標数量を設定し、計画的に備蓄を進めているところでございます。

また、避難所の設備の備蓄といたしましては、身障者対応の仮設トイレを44台、発電機、投光機といった照明機材を44セット、救助担架を21台、車椅子を20台、救助に必要なバール、のこぎり等を格納した災害用救助セットを4セット、飲料水袋を6,000枚、1トン及び0.5トンの給水タンクを各2台、1トンの給水バックを22台備蓄しているところでございます。

また、お尋ねの女性の生理用品等につきましては、現在、避難時に各自で用意をしていただくよう啓発をいたしているところではございますが、女性のニーズを踏まえた災害対応を図っていくためにも、来年度から順次備蓄を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

アレルギーを持つ方への備蓄につきまして、町としてもアルファ化米を備蓄している、これ、ありがたいお話やと思うんですけれども、一般の人工乳が飲めないミルクアレルギーの乳幼児のためにアレルギー用ミルクの備蓄を提案させていただきたいと思っております。また、東日本大震災では、自治体に備蓄していた非常食ですとか、避難所に届けられた支援物資がアレルギーに対応していなくて、食事に困った方や、誤って食べてしまってアレルギーの症状が出てしまった人が相次いだそうでございます。食物アレルギー対応食として、米粉でつくった乾パンもつくられているとのことでございます。災害時のアレルギー用食品、備蓄の推進につきましても、また推進のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、中高年の「引きこもり」の社会復帰支援について伺ひます。近年、引きこもりの高齢化が進んでいると言われております。全国引きこもり親の会の調べによりますと、引きこもりを始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。2002年で26.6歳であったものが、2014年では33.1歳となっております。最近では、一旦社会に出てから挫折したことで引きこもり状態になる人がふえ、高年齢化に拍車をかけております。また、引きこもる人の年齢が高くなるほど、抱える家族の負担は重くなり、支援が難しくなっております。

問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来、親の世代が、年金を受給するなど社会保障の恩恵を受けている世代のはずが、子どもが社会復帰できない、または不就労の状態が続き、果ては生活困窮に陥る世帯となることが予想されております。

斑鳩町の8月の広報紙でも、わかりやすく、生活困窮者相談支援窓口として奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターが開設されたことを紹介していただいております。斑鳩町からは何名くらいの方が、この4月以降、相談を受けに行かれておりますでしょうか。また、広く町民の皆さまに周知していくためにはどのように考えておられるか、伺ひます。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 引きこもりにつきましては、さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念のことではありますが、平成22年に実施されました15歳から39歳までを対象とした内閣府におけるひきこもりに関する実態調査による推計によりますと、幅広い意味での引きこもりは、全国で約70万人と言われております。しかしながら、中高年の引きこもりの実態につきましては、はっきりとはわからないという状況

でございます。

そうした状況でございますけれども、ただいま質問者も紹介をいただきました、この引きこもりを含めた生活困窮者等の相談支援窓口として、奈良県では中和・吉野生活自立サポートセンターが平成27年4月に開設をされておきまして、働きたくても働けない、あるいは生活に困っている、将来が不安であるという相談を受けておきまして、この4月から10月までの新規相談件数では、斑鳩町在住者からの相談件数は全体で6件あったということでございます。

当町の引きこもりへの対応といたしましては、なかなか即効薬となる解決策はない状況でございますけれども、町広報紙の8月号及び社協だより7月号におきまして、この中和・吉野生活自立サポートセンターの開設案内記事を掲載をいたしまして、相談支援窓口の周知を行っております。また、保健センターにおきましても、毎月1回、こころの健康相談を実施しておきまして、引きこもりを含めた相談を受けておる状況でございます。また、さらに相談等があった場合には、さまざまなケースがございますので、個別に対応しているという状況でございます。

今後につきましては、相談に来ていただけないご本人あるいは家族の方が、まず相談に来ていただけるというように、この相談支援窓口などの周知方法、これらにつきまして工夫をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

引きこもりの方の中にも、いつまでもこのままではいけないと思っておられる方や、また、ご家族もその思いでいらっしゃると思います。町としても、粘り強く情報の提供を続けていただきたいと要望いたします。

最後に、子育て応援アプリについて伺います。平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められるようになりました。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなく、さまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。核家族化や一人親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は決して軽くはありません。

そこで、子育て世代の多くが利用しているスマートフォンで、時間や場所にとらわれ

ず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感、また負担の軽減などを図ることができるアプリが有効であると思われます。アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳、また、公園などの施設を検索できる施設マップ、子育て支援情報、申請、手続きなどの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園、保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設ナビ、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせた健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配達機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しております。

斑鳩町として、子育て支援アプリを導入されるお考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、当町におきましては、子育て支援に関します情報につきましては、新生児の戸別訪問での予防接種等の説明、あるいは乳幼児健診の戸別通知、あるいは毎年年度初めには保健事業予定表の各戸配布、町広報紙への子育て関係記事への毎月の掲載、また、ホームページ等におきまして情報提供を行っております。また、本年度にはホームページのリニューアルを行い、子育て情報についてもよりわかりやすく提供できるように検討を進めているところでございます。

ただいまご質問者からご提案いただきました子育て応援アプリ、これにつきましては、さまざまなものがございます。代表的なものとして、東京都世田谷区で導入をしております子育て応援アプリがあげられます。このアプリは、自宅にいながらにして個々のニーズに沿った情報提供を図る利用者支援事業の一端を担うツールとして、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に、この世代の多くが日常利用されているスマートフォンで子育て支援情報を取得できるようにされており、このアプリについては有効な情報提供の手段の1つであると考えております。

このようなアプリにつきましてはさまざまな種類がございまして、また、相当の費用がかかるものもございまして、今後、調査・研究を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

より多くの子育て世代のニーズにきめ細かく応えることができますように、推進に期待をいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

た。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

7日は、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時06分 散会）